

(別添)

令和4年7月22日

「ベトナム・ホーチミンにおける木材製品商談会」参加者応募実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会
専務理事 吉野 示右

1. 実施目的

本事業は、農林水産省による品目団体輸出力強化緊急支援事業の一環として、輸出に取り組む事業者等による海外販路の開拓や販売促進の取組を支援することを目的に、当協会の構成員や輸出に取り組む事業者と連携し、「ベトナム・ホーチミンにおける木材製品商談会」を開催することとしています。

2. 開催詳細

- ・日時：令和4年8月26日（金）（状況に応じて25日（木）追加あり）
「VIETBUILD HCMC (PHASE 3) INTERNATIONAL EXHIBITION」開催期間中
商談時間割の詳細は追って連絡致します。
- ・方法：ハイブリッド開催
リアル（現地来場参加）かオンライン商談（Webアプリ ZOOM ミーティング）の選択制
- ・会場：現地会場：「VIETBUILD HCMC (PHASE 3) INTERNATIONAL EXHIBITION」
会場近く（追って連絡します）
〔 VISKY EXPO Exhibition & Convention Center
Lot 44 Quang Trung Software City, District 12, Ho Chi Minh City 〕
または、
自社内にてオンライン参加
- ・商談主要対象品目：スギ・ヒノキ等国産材家具・建具・内装用製材品等
木材製品
- ・参加費用：商談参加費は無料です。

3. 実施方法

- ① 当協会は、商談参加企業の概要、商談希望などの情報を総括した「商談情報シート」を作成し、双方の企業に提供します。
- ② 当協会は、商談に参加する日本側企業、ベトナム側企業（第3国現地企業含

む)の双方の要望等を踏まえ、バイヤー・サプライヤー双方をマッチングする商談を組み合わせし、商談活動実施行程、商談当日時間割とともに双方の企業に連絡します。

- ③ 現地来場の場合：商談会当日直接会場に集合してください。

オンライン参加の場合：商談当日、WEB 会議サービスの「ZOOM ミーティング」を活用した Web 商談を準備し、組み合わせ表に従って商談を行います。

＊パソコンまたはタブレット、スマートフォン上にアプリを事前準備してください。参加予定者へ事前にミーティング ID とパスワードをお知らせ致します。

- ④ 商談アンケート調査にご協力をいただきます。

- ⑤ 商談後、商談結果を踏まえ、双方の要望に応じた情報の提供や助言を行います。

4. 参加者募集定員数

商談日の対応等から、商談会の参加者募集定員数は5社程度としています。

5. 応募申請

(1) 応募資格

応募者は、以下の応募要件を満たすことが条件となります。

- ① スギ、ヒノキ等国産材を使用した製品を製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者等であること
- ② 商談会の該当対象としてふさわしい製品であること
- ③ 当協会が求める商談のための書類(3.の実施方法に必要な資料を記したもの)の提出、商談結果の報告、商談アンケート調査(聞き取り調査を含む)に応じること

(2) 応募の提出書類

商談参加希望者は、別紙の「商談参加申込書」にご記入のうえ、電子メール等により下記期日までに当協会にご提出下さい。

なお、応募者が募集定員数を大幅に上回る場合は、以下の締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。

商談参加申込書の提出期限：令和4年 7月 29日(金) 17時

6. 商談参加者の選定等

商談参加者の選定は、応募申請の内容を踏まえ、以下の審査事項に基づき公正に審査し、事業の主管機関と協議した上で決定します。決定後には、各応募者に

通知します。

(審査事項)

- ① 国産材製品の輸出促進に資するか。
- ② 商談成果が見込まれるか。

7. その他

(1) 本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合には、当協会はその対応を定めることが出来るものとします。

(2) 商談会中止の場合

当協会は、次の場合、商談会の開催を取りやめ、又は、変更することが出来るものとします。この場合、商談参加者の損害及び不利益等について、当協会は一切その責任を負わないものとします。

- ① 戦争、政情不安、天災、伝染病など、不可抗力により、商談会が開催中止等となった場合
- ② その他やむを得ない事由により、当協会として商談会の開催が不適當もしくは不可能となった場合

(3) 商談参加の取り消し等

商談参加者の確定後、商談参加者の都合で参加の取り消しがある場合、書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。ただし、商談参加者の確定後 10 日以内に限ります。

当協会は、商談参加者が、本要領に遵守することができない場合には、商談参加の決定を解除することができるものとします。これによって生ずる損害について、当協会は賠償請求できるものとします。

8. 応募・照会窓口

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル

一般社団法人日本木材輸出振興協会

電話番号 (03)5844-6275 FAX 番号 (03)3816-5062

担当者： 瓦谷、川面

E-mail: jwe@j-wood.org